



ある日、Nさん方に、B社を名乗る女性から「A社のパンフレットが届いていませんか？」と電話があった。届いていないと言うと、「届いたらB社までご連絡ください」と言い残し、電話を切った。

「後で高く買い取ります」と持ちかけられ投資商品を買わされた

Nさんのケース(75歳 男性)

すると女性は、「必ず値上がりする商品なのでB社でも購入したいのですが、個人名義でしか買えません。倍額で買い取るので、代わりに購入してくれませんか？」と頼んできた。

翌日、今度はC社を名乗る男性からも代わりに買ってほしいと電話があった。

「いろいろな会社の人が欲しいから、優良商品に違いない。しかも、B社が倍額で買い取ってくれるというのだから得な話だ」と信じ込んだNさんは、A社の投資商品を申し込み、500万円を支払った。

2日後、A社から証書が送られてきたので、B社に100万円で購入してもらおうと電話をしたが、つながらなかった。さらに、A社・C社の電話も不通になっていた。

劇場型勧誘に注意

劇場型勧誘とは

複数の人物が共謀してそれぞれの役割を演じ、もうけ話を持ちかけて、商品や権利の購入をおおる勧誘方法です。

他にもこんな手口が

「以前受けた被害を回復してあげます」と持ちかけ、手数料の支払いを求めたり、他の商品を買わせたりする。

「お金は払うので名義だけ貸して」と誘い、さまざまなお金をもつけて、結局は支払いをさせる。

実在する大手証券会社や公的機関をかたり、信頼させて支払いをさせる。

「訴訟を起こす」「インサイダー取引に該当する」などと脅し、支払いを強要する。



「商品」にはこんな物が

未公開株・社債・ファンド・権利取引などさまざまです。話題性・将来性のあるものや健康関連、社会貢献になる事業が投資の対象になることが多いのですが、実態があいまいなケースがほとんどです。

アドバイス

その1 高値で買い取るといった勧誘は、安易に信用せず、無視しましょう。

その2 過去に同様の被害にあった人は、再び狙われやすいので、特に注意が必要です。



見守りのポイント

高齢者宅に不審なパンフレットが届いていたり、お金に関する言動が普段と違う場合、詳細を聞いてみましょう。

危険 首手足の介護ベッド

介護ベッド用のサイドレールやベッドグリップ(以下、「手すり」という)のすき間に、首や手足を挟み込み、重傷や死に至る事故が発生しています。

ココが危険!

★首や手足を挟み込みそうな部分★

- ①手すり自体のすき間
- ②手すりと手すりのすき間
- ③手すりと側板のすき間



介護する方へ事故防止のポイント

- ★ 挟み込み防止に対応した新JIS規格(平成9年改訂)の手すりの使用をお勧めしています。
- ★ 布などですき間を埋める、手すり全体を覆うなどして、挟み込まないようにしましょう。
- ★ 特にベッド操作時には、利用者の首や手足が挟まらないかをよく見て確認しましょう。

あなたの近くに消費生活相談窓口

県内の消費生活相談窓口を紹介します
埼玉県消費生活支援センター春日部

身に覚えのないインターネットの情報料を請求されている…。訪問業者の話に乗せられ、必要のない高額なリフォーム契約を結ばされてしまった…。



お気軽にご相談ください

埼玉県消費生活支援センター春日部には、様々な年代の方から日々、多くの相談が寄せられており、7名の専門相談員が、お困りになっている方々の気持ちに寄り添いながら、解決に向けたアドバイスを行っています。

「困ったな」「何かあやしいな」と思ったら、どうぞお気軽にご相談ください。



- 所在地：春日部市大沼1-76
春日部地方庁舎2階
- 電話番号：048-734-0999
- 受付時間：9時30分～16時(月～金)
- 交通：春日部駅西口から徒歩20分
又はバス「地方庁舎前」下車すぐ

消費生活相談窓口

埼玉県消費生活支援センター

川口：☎048-261-0999
春日部：☎048-734-0999

川越：☎049-247-0888
熊谷：☎048-524-0999

受付時間：9:30～16:00 (土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

※川口は土曜日でも受け付けています

※お住まいの市町村の窓口も御利用ください。

埼玉県消費生活支援センターでは、消費生活講座の開催支援を行っています。ご希望の日時、講義内容等に合わせて講師の手配をいたします。詳しくは右記までお問合せください。☎048-261-0995

